

30. 鋼船規則検査要領 GF 編における改正点の解説 (IGF コードの統一解釈 (開放甲板上以外に配置される燃料調整室))

1. はじめに

2024 年 6 月 27 日付一部改正により改正されている鋼船規則検査要領 GF 編中, IGF コードの統一解釈 (開放甲板上以外に配置される燃料調整室) に関する事項について, その内容を解説する。なお, 本改正は 2024 年 6 月 27 日から適用されている。

2. 改正の背景

ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際コード (IGF コード) 中 5.8 節には, 燃料ポンプ, 圧縮機, 気化器等を設置する「燃料調整室」に関する要件を規定しており, 本会は当該 5.8 節を既に本会規則に取り入れている。

当該 5.8 節では, 燃料調整室を開放甲板上以外に配置する場合には, タンクコネクションスペースに関する要件を適用する旨規定している。しかし, 多数の要件のうち, いずれの要件を適用する必要があるかについては, 不明確であった。

そこで, 2023 年 6 月に開催された IMO 第 107 回海上安全委員会 (MSC 107) において, これについて明確化する統一解釈が, MSC.1/Circ.1667 として承認された。

このため, MSC.1/Circ.1667 に基づき, 関連規定を改めた。

3. 改正の内容

鋼船規則検査要領 GF 編 GF5.8 において, タンクコネクションスペースに関する要件のうち, 開放甲板上以外に配置される燃料調整室に適用するものを, 次の(1)及び(2)のとおり明確化した。

なお, 鋼船規則 GF 編 2.2.1-15.(3), -17.及び-34.において, タンクコネクションスペースとは, すべてのタンク接続部及びタンク付弁を囲んだ区域をいい, 燃料調整室とは, 燃料を処理するためのポンプ, 圧縮機及び／又は気化器を含む区域をいい, また, 開放甲板とは, 重大な火災のリスクがない甲板であって少なくとも両端／両側が開放されているもの又は重大な火災のリスクがない甲板であって 1 つの端部が開放されており, 甲板の全長にわたって適当に自然通風される甲板をいう旨規定している。

- (1) 交通の配置及び関連する危険場所に関する要件
 - (a) 甲板下に配置する燃料調整室が鋼船規則 GF 編 2.2.1-15.(3)に定義するタンクコネクションスペースに該当する場合を除き, 同 5.11.3 に規定するボルト締めハッチに関する要件及びこれに関連して同 12.5.3(2)に規定する 2 種危険場所に関する要件は適用しないこととした。
 - (b) 非危険場所である船内の閉鎖場所に通じる開口がある燃料調整室にあっては, 同 5.11.2 に従ってエアロックを設けることとした。
 - (c) 開放甲板又は甲板上の半閉鎖場所に直接立ち入ることができる燃料調整室の交通にあっては, エアロックを設けなくて差し支えないこととした。また, エアロックを設けない場合, 戸の外は, 同 12.5.2(4)及び 12.5.3(1)に従って危険場所に分類されることとした。
- (2) ビルジウエルに関する要件
 - (a) 甲板下に配置され, 液体燃料を使用する燃料調整室に限り, 鋼船規則 GF 編 15.3.2 に規定するビルジウエルに関する要件を適用することとした。